

市民の協力がすべて

市長 佐藤 敬治

あけまして、おめでとうございます

います。輝かしい年、昭和37年の新春を心からお祝い申し上げます。

昨年は大館市が誕生して満10年、そしてまた、歴史をつくる秋田団体の年でもありました。

除夜の鐘を聞きながら、誘われるようにふりかえる10年。市民の皆さんと共に歩きつづけた。険しく、そして遠い道のさまざまな思い出が、走馬灯のように甦がえってきます。

合併、災害、復興、建設。しかし、そこには6万市民の努力と、忍耐と、協力のあとが、刻明に印象づけられるものばかりで、感慨無量なものがあります。

ご覧ください。10年前と今の大館を。この街も、あの学校も、この橋も、あの道も、みんなあなたが、あなたを含む6万市民の血と汗の結晶がつくりだしたもののなのです。私の心は大きな声で、そう叫びつづけているのです。

心配された国体の成功も然り、帰するところは市民性のよさ、逞しさにあるのだと自負できることを、ほんとうにシェアに思えます。

10年間、どうしても嘗めなければならなかった苦しみは、試煉であったといえれば試煉でもありましょう。しかし、考えてみると或は、大館市が飛躍的に、都市的発展の基礎をつくりだすための何か宿

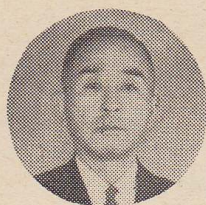
命的なものであったかのようにも思えるのです。こう申しますと、被災された方々には、ほんとうにお気の毒な話で恐縮でありますけれども、この10年間の試煉と体験が、今後の大館市発展のために物心両面にわたって、どれほど大きな原動力となるであろうかと考えると、まことに頼もしい限りであります。そしてこの大きな力を背景にしてこそ、大館市の発展が約束されると信じます。

新しい年は、もはや復興ではなく、建設と前進あるのみ。大大館市として内外に充実発展する新しいスタートの年であります。

険しかった道も、登りつめてみると、その先にはまた新しい遠い道が待っているのです。この道もまたすすまなければならぬ道なのです。

10年間背負いつづけた荷物は重かつたろうが、気分は爽快、体力だって劣ってはいない。登ることには自信があるし、経験も積んだ。そんな気持ちで新しい年に臨もうではありませんか。

皆さんのご多幸を心からお祈りして、新年のごあいさつにかえます。



一殺多生か多殺一生か

議長 渡部 綱次

新年おめでとございます。

新年早々殺し文句で恐縮ですが、一殺多生々という言葉があります。一を殺して多くを生かすという意味ですが、この言葉を行政にとってみると、必ずしもそうとばかりはいかないものであります

ご承知のように行政には、保障的行政(均一的行政)と凸凹的行政がありますが、前者は義務教育や生活保護のように全市民を均一に扱い、均一なレベルアップを確保していく行政であり、後者はすべてを一様に取扱うことには無理が多く効果的でないものであるから、時間的に

あとさき、いわゆる凹凸のあるのはやむを得ないので、緩急先後を考えて、重点的、集中的に片づけていこうとする行政であります。

市民の方々からよく、俺のところの部落にはさっぱり砂利をしてくれないとか、橋もなおしてくれないなどといわれますが、なにもかも一ぺんにやるにこしたことはありませんが、現実にはそうはいかないので、利用度とか重要度というものをよく考えて、先決を要するものから片づけていくほかないわけであります。ですから、こういう場合、市民の不満をあえて承知のうえで、重点執行しなければならぬところに、行政責任者の悩みがあるわけでありまして。今年着工しようとする市民体育館についても、苦しい市財政のなかで、さらに4,000万円もの起債をおこしてやる必要がないわけではないかと、高校、中学校の体育館や講堂を利用すればいいということをお聞きされますが、これも一応、ごもつともご意見だと思いますが、人におんぶするという考え方は特別の事情、場合を除いて感心できないし、現状から考えて賛成できないことでもあります。

議論の場である市会においても、常に一を押えて多を生かすか、多を押えて一を生かすか、論が集中しますが、結局、総花的施策は行政効果が弱いので重点施策に落ちつくことになるわけです。

市の発展、それは現状を維持することではなく、新しい方向に前進することによって果し得るものだと考えます。

第三期の大館市政も今年で終わりますがこの年を最も意義深い年、充実した年にしたいものだと考えておりますので、昨年以上のご協力を希ってやみません。

併存公営住宅5棟で

防災建築街区を計画

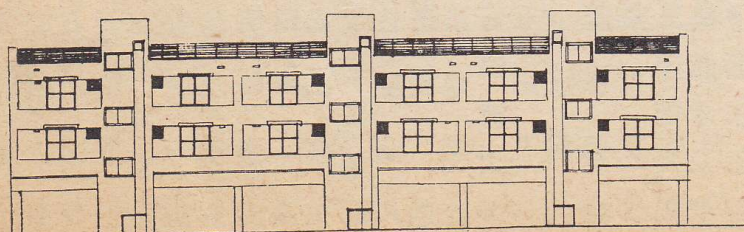
市では防災建築街区造成事業法にもとづく防災街区として、仲見世地域に0.26ヘクタールの指定を申請しています。

この防災街区の指定によって、昭和36・37の2ヶ年度において、一階が店舗二～三階を住宅とする。いわゆる三階建併存公営住宅を建築しようとするもので、両年度で5棟48戸を計画しています。

防災建築街区造成事業法は、昭和27年以降35年までの耐火建築促進法の後身として、昭和36年6月法律化されたもので

最近における都市の宅地需給の緩和と、防災性を向上するため、従前の防火建築帯という「線」による防災から「面」による防災対策を構じようとして生れたものであります。

この防災建築としての併存公営住宅が完成されることによって、市民の住宅事情の緩和はもとより、火災時の延焼防止や、商店街の整備にまた一つ名物が生れることになりましょう。(写真は防災街区に建築を予定の併存公営住宅北面図)



北面図